

平成27年8月27日
第202回都市計画審議会

練馬総合運動場公園の都市計画変更について

1 概要

練馬総合運動場は昭和53年から運動場として地域に開放されてきた。区は、練馬二丁目地内において、レクリエーション活動の場としての公園機能の充実、防災機能の確保および豊かな景観の形成を図るため、約3.1ヘクタールの区域を都市計画公園に追加する。

2 都市計画の変更内容

P4のとおり

3 これまでの経過と今後の予定

| | |
|----------------|---------------------------|
| 平成27年1月30日・31日 | (仮称)練馬総合運動場公園関連事業(素案)の説明会 |
| 3月16日 | 練馬区都市計画審議会へ原案報告 |
| 3月17日 | 都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付 |
| ～4月7日 | (意見書の提出1通) |
| 3月22日・23日 | 都市計画原案の説明会 |
| 6月4日 | 東京都知事協議終了 |
| 6月22日 | 都市計画案の公告・縦覧、意見書受付 |
| ～7月6日 | (意見書の提出なし) |
| 8月27日 | 練馬区都市計画審議会へ付議 |
| 9月 | 都市計画決定・告示 |

4 議案

議案第381号 東京都市計画公園の変更(練馬区決定)
〔第3・3・122号 練馬総合運動場公園〕

| | |
|----------------|----|
| (1) 都市計画の案の理由書 | P3 |
| (2) 計画書 | P4 |
| (3) 位置図 | P5 |
| (4) 計画図 | P6 |

5 添付資料

| | |
|--|----|
| (1) 現状写真(参考資料) | P7 |
| (2) 東京都市計画道路および東京都市計画公園の原案に関する区民意見の要旨 および区の見解について(参考資料) | P9 |

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第 3・3・122 号 練馬総合運動場公園

2 理由

本計画地のある練馬二丁目地域は、練馬区都市計画マスタープラン地域別指針（平成15年6月）において、良好で安全な住環境を守っていくため、周辺と調和のとれた土地利用、防災性の向上、公園の整備、みどりの保全に対する取り組みが必要とされており、本計画地はみどりと水の拠点に位置づけられている。また、西側に位置する石神井川は、練馬区景観計画（平成23年8月）において景観重要公共施設として位置づけられ、本計画地も含めた河川沿いの連続した豊かなみどりは、地域のシンボルとなっている。

練馬区みどりの基本計画（平成21年1月）では、多様なレクリエーション活動の展開、災害時の避難場所、生きものの生息空間の拡大、まちの魅力の向上の観点から、1.0ヘクタール以上の大規模公園の整備をすすめることとしており、「みどりの風吹くまちビジョン」（平成27年3月）においても、本計画地は特色ある公園の整備により、みどりのネットワーク形成の推進に資するとの計画上の位置づけがある。本計画地の現況は昭和53年から開放されてきたサッカー場等を有する運動場で、練馬区スポーツ推進ビジョン（平成26年3月）において、区の中核となるスポーツ施設として位置づけられている。また、東京都震災対策条例における避難場所にも指定されている。

こうしたことから、当該地域におけるレクリエーション活動の場としての公園機能の充実や、防災機能の確保および豊かな景観の形成を図るため、本計画地に位置する東京都市計画道路区画街路練馬区画街路第1号線の線形の一部変更等、都市計画変更を行うとともに、約3.1ヘクタールの区域を都市計画公園に追加するものである。

東京都市計画公園の変更(練馬区決定) (案)

東京都市計画公園に第3・3・122号練馬総合運動場公園を次のように追加する。

| 種 別 | 名 称 | | 位 置 | 面 積 | 備 考 |
|------|-----------|-----------|------------|--------|------------------|
| | 番 号 | 公 園 名 | | | |
| 近隣公園 | 第3・3・122号 | 練馬総合運動場公園 | 練馬区練馬二丁目地内 | 約3.1ha | 園路、広場、修景施設、運動施設等 |

「区域は計画図表示のとおり」

理由

公園と都市計画道路の配置について検討した結果、レクリエーション機能の充実、防災機能の確保および豊かな景観の形成を図るため、上記のとおり公園を追加する。

4

新旧対照表

| 種 別 | 名 称 | | 位 置 | 面 積 | 備 考 |
|------|-----------|-----------|------------|--------|-----|
| | 番 号 | 公 園 名 | | | |
| 近隣公園 | 第3・3・122号 | 練馬総合運動場公園 | 練馬区練馬二丁目地内 | 約3.1ha | 追加 |

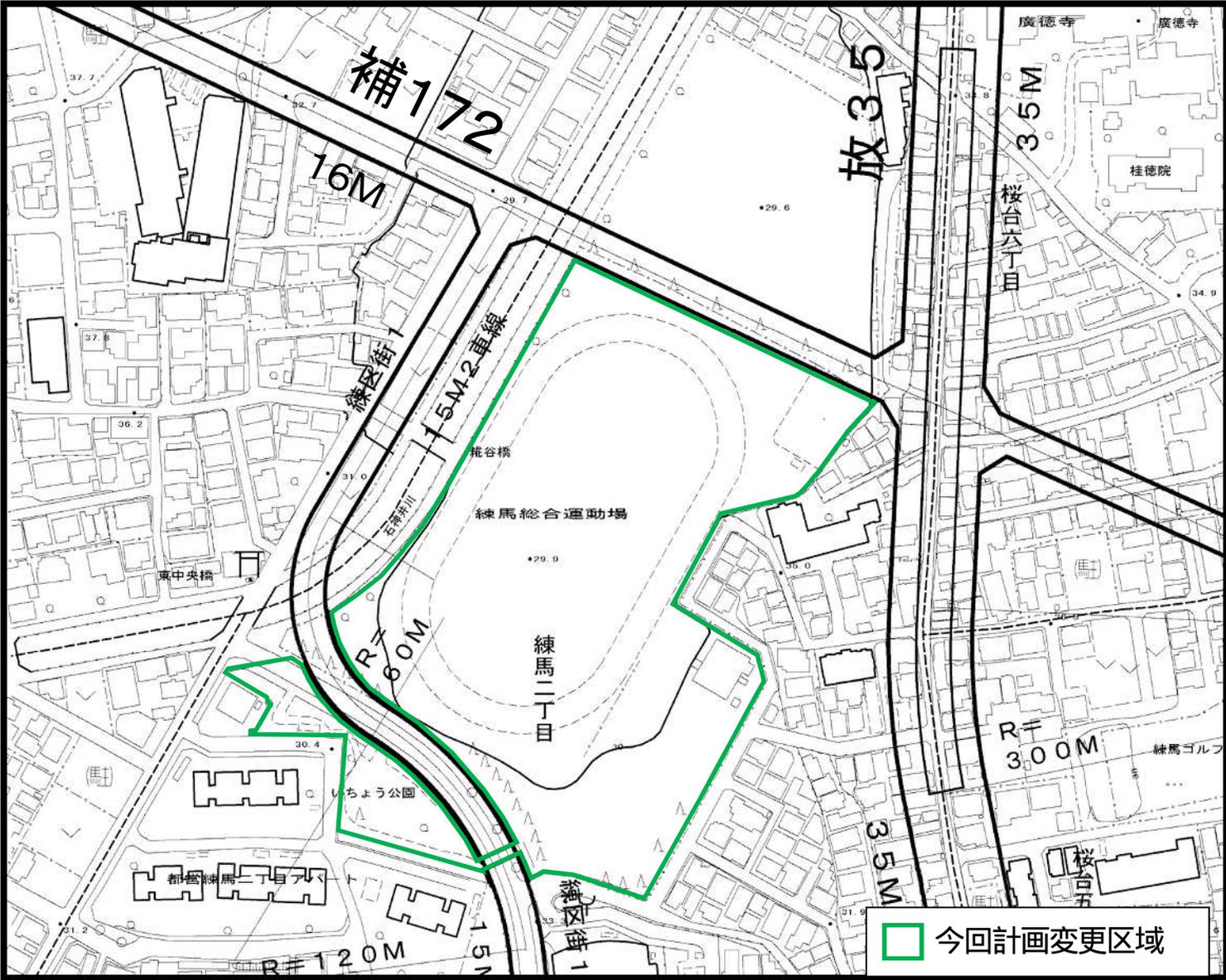
「区域は計画図表示のとおり」



東京都市計画公園計画図（案）

第3・3・122号 練馬総合運動場公園

縮尺 二千五百分の一



「この背景の地形図の著作権は東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が有しています。（承認番号：MMI利許第06号 36）この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2500分の1の地形図を複製したものである。無断転載を禁ずる。（承認番号：25都市基交測第179号）この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号：25都市基街測第187号）」

議案第381号
参考資料

東京都市計画公園 現状写真

第3・3・122号 練馬総合運動場公園



東京都市計画道路および東京都市計画公園の原案に関する区民意見の要旨
および区の見解について

東京都市計画道路区画街路練馬区画街路第1号線の変更原案および東京都市計画公園第3・3・122号練馬総合運動場公園の原案については、下記の日程で原案の縦覧および意見書の受付を行い、意見書が提出されました。

提出された意見書の要旨とそれに対する区の見解は、以下のとおりです。

原案縦覧等

- ・原案縦覧期間 : 平成27年3月17日～4月7日
- ・意見書受付期間 : 同上
- ・意見書提出数 : 1通(1名)

| 意見書の要旨 | 区の見解 |
|--|--|
| <p>区街1号線については、補助172号線と繋がることで、光が丘から練馬駅までの交通量が現状と比較にならないほど増加することが想定される。増加する排気ガスや騒音など環境面について慎重に考えてほしい。また、安全対策にも十分に配慮をしてほしい。</p> <p>総合運動場の整備は計画地の周辺に居住する地元住民にも最大限の配慮を払ってほしい。</p> | <p>練馬総合運動場については、レクリエーション活動の場としての公園機能を充実し、防災機能の確保および豊かな景観の形成を図るため、都市計画公園として定めます。また、練馬区画街路第1号線について、公園の都市計画に合わせて、線形を一部変更するものです。</p> <p>道路線形は、基準等に基づき安全かつ円滑な交通を確保するとともに、新たな建築制限が発生せず地域への影響が少なくなるよう検討を進めました。ご指摘の環境面については、同規模の都市計画道路の状況から、周辺への影響は極めて小さいものと考えていますが、沿道と車道との緩衝スペースとなる広幅員の歩道空間を配置するなど、住環境にも配慮しました。</p> <p>今後とも、練馬総合運動場公園の具体的な整備内容の検討も含め、安全性の確保および環境保全等に留意し、区民の皆さまからのご意見をお聞きしていくとともに、関係機関と協議しながら詳細の検討を進め、適宜、情報提供に努めていきます。</p> |